

第22期 第5回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和3年12月2日(木) 13:49~15:07

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 8名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	4名
筑前海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	1名
福岡県水産海洋技術センター	1名
福岡県漁業協同組合連合会	2名

5. 議題及び議決内容

(1) 福岡県資源管理指針の一部改正について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：今回の諮問内容については異議はないが、今後、マダイやブリ、トラフグなど魚種別に新たに漁獲数量を定めるという方針が示される可能性があるが、そのような場合に直前で漁業調整委員会に諮問されると十分な審議ができないので、事前に漁業調整委員会に中間報告なり、制度の説明なりをしていただきたい。

水産振興課：国ではTAC魚種の拡大を推進しており、今後、現行TAC魚種以外の魚種の追加も想定されるので、事前に漁業者や漁業調整委員会の意見を聴いた上で進めていきたい。

(審議結果)

原案のとおり、指針の一部を改正することが適当である旨を答申することとなった。

(2) 特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：まあじについては、現行水準の目安量が1213トンとなっているが、来遊状況によって漁獲は変わってくるので、現行水準の目安量を超えた場合はどうなるのか不安がある。

水産振興課：目安の数量を超えた場合に、法に基づく指導はない。

(審議結果)

原案のとおり、漁獲可能量を設定することが適当である旨を答申することとなった。

(3) 令和4年上期土石採取計画について(協議)

(説明)

漁業管理から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

従来どおり「漁業に対する影響を最小限にするよう十分留意していただきたい」という意見をつけて、計画を承認した。

(4) 雑魚かご漁業の新規着業について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：許可枠内なので、許可を認めて良いのではないかと。

(審議結果)

原案のとおり、新規着業を承認することとなった。

(5) 小型いかつり漁業の許可方針の改正について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：小型いかつり漁業に隻数制限を導入することについては異議はないが、長崎県とは相互入漁を行っており、両県とも相互に許可する枠に余裕を持った形で、運用できる仕組みとなるように協議していただきたい。

(審議結果)

原案のとおり、許可方針を改正することが承認された。

(6) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：特になし。

(審議結果)

原案のとおり、覚書を更新する方針で響灘連合海区漁業調整委員会へ臨むこととなった。

(7) その他

特になし。